

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

1. 趣旨

地方公務員共済組合は、平成 30 年 7 月から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）に基づく情報連携、及び住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づく地方公共団体情報システム機構への本人確認情報の照会を実施する予定であることから、地方公務員等共済組合法施行規程（昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号。以下「施行規程」という。）について所要の改正を行う。

2. 改正の内容

（1）情報連携による添付書類の省略

施行規程により短期給付の請求手続き等の際に提出を義務付けられている書類について、情報連携により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けられる場合に、当該書類の提出を省略することを可能とするため、所要の規定の整備を行う。

（2）本人確認情報の取得による添付書類の省略

施行規程により、短期給付の請求手続き等の際に提出を義務付けられている書類について、地方公共団体情報システム機構から本人確認情報を取得できる場合に、当該書類の提出を省略することを可能とするため、所要の規定の整備を行う。

（3）その他所要の規定の整備

（1）及び（2）に掲げるもののほか、所要の規定整備を行う。

3. スケジュール

公布日：平成 30 年 6 月 29 日（金）

施行日：平成 30 年 7 月 2 日（月）